

令和5年12月25日
消防局予防課
指導課

横浜市火災予防規則の一部改正について

1 趣旨

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部改正並びに用語の整理に伴い、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 用語の整理に伴う一部改正

横浜市火災予防規則第18条の規定中、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）の条文に合わせ、用語の整理を行います。

(2) 消防法施行規則の一部改正に伴う改正

消防法施行規則が一部改正され、各種届出様式が見直されたことを踏まえ、同様の届出様式の見直しを図ります。

(3) 横浜市火災予防条例の一部改正に伴う改正

横浜火災予防条例を一部改正し、蓄電池設備等の規制を整理したことを踏まえ、電気設備設置（変更）届出書（第10号様式）及び燃料電池発電設備設置（変更）届出書（第10号様式の2）を改正します。

3 意見公募手続

消防法施行規則及び横浜市火災予防条例の一部改正並びに用語の整理に伴い、改正を行うものであるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号の規定により、意見公募手続は行いませんでした。

4 公布・施行日

(1) 公布日

令和5年12月25日発行の横浜市報に登載して公布します。

(2) 施行日

公布日から施行します。ただし、2(3)については、令和6年1月1日から施行します。